

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の向上を通して、社会への貢献とステークホルダーの期待に応えていくために、経営の透明性と経営効率の向上を基本としたコーポレート・ガバナンスの徹底を図っております。また、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させる仕組みとして、国内外の法令遵守はもとより、企業倫理に則って行動するための具体的な指針として「日新企業行動憲章」を制定し、この行動憲章に掲げたコンプライアンス活動を推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

当社は現状、議決権行使プラットフォームの利用や株主総会招集通知の英訳等は行っておりませんが、今後の株主構成や議決権行使状況を勘案し、必要に応じて検討致します。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価・開示】

当社は平成27年6月24日開催の定時株主総会の承認を得て監査等委員会設置会社に移行しましたので、今後機関設計変更後の取締役会の実効性について分析・評価を行い、その結果概要を開示する予定であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】(保有に関する方針と議決権行使基準)

1.政策保有に関する方針

当社は、グループ事業における取引先との関係維持・強化、取引拡大等の観点から総合的に勘案し政策保有株式を保有することとしております。

また、保有によって得られるリターンとリスクを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しについて、定期的に検証を実施することとしております。

2.議決権の行使

政策保有株式に関する議決権行使については、投資先企業の経営方針、戦略等を尊重の上、企業価値を毀損するおそれがないか等勘案し議決権を行使することとしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社取締役と当社との取引など会社法に定める利益相反取引については、当社取締役会規程において、取締役会決議と定めております。また、定期的に関連当事者間取引の有無や状況について報告することとし、確認をしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)経営理念と経営計画

経営の基本方針については、当社ホームページに掲載しております。

また、第5次中期経営計画を策定し、当社ホームページに掲載しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「I.基本的な考え方」に記載の通りであります。

(3)取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

1.監査等委員でない取締役(以下、取締役)

・取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と、業績向上への貢献意欲を高めるための変動報酬としての賞与で構成しております。

・基本報酬については、各取締役の役位、経営者報酬の調査データ等を勘案し、相応な金額としております。

・賞与については、業績を踏まえ、取締役の役位、従業員の賞与水準等も勘案して決定しております。

・上記の報酬の決定にあたっては、手続きの透明性及び健全性を確保するため、社外取締役を中心に意見を聴取した上で、基本報酬については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により定めることとしております。賞与については、業績等を勘案した上で定時株主総会へ上程し、支給総額についてご承認いただいた上で、取締役会の決議により定めております。

2.監査等委員である取締役(以下、監査等委員)

・監査等委員の報酬は、監査業務や業務執行の監督等の職務の適正性を確保する観点から、基本報酬のみとしております。

・上記の報酬額については、株主総会において決議された報酬総額の範囲内で、それぞれの監査等委員の役割・職務の内容等を勘案し、監査等委員の協議により定めております。

(4)取締役会が取締役・監査等委員候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役、監査等委員候補の指名にあたっては、年齢、性別および国籍の区別なく、その職務と責任を全うできる適任者を指名する方針としております。

取締役会の構成は、定款上の取締役15名以内、監査等委員4名以内としております。

1.取締役候補の指名にあたっては、当社業務や国際物流に関する十分な経験・知識、高い経営判断能力や業務遂行力、また、人格、見識など、総合的な観点から代表取締役が人事案を作成し、社外取締役の助言を得た上で、取締役の選任議案については取締役会で決議することとしております。

2.監査等委員候補の指名にあたっては、金融、財務・会計、企業経営、国際物流等に関する経験・知識、また、人格、見識など、総合的な観点から代表取締役が監査等委員会の同意を得た上で人事案を作成し、監査等委員の選任議案については取締役会で決議しております。

- (5)取締役会が上記(4)を踏まえて、取締役・監査等委員候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
 取締役については個人別の経歴等について、株主総会参考書類に記載しております。
 監査等委員については、個々の選任理由を株主総会参考書類に記載しております。

【原則4－1 取締役会の役割・責務】

当社は、取締役会規程を定め、法令に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。また、取締役会決議に基づく「決裁権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。

【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考として候補者を選任することとしております。

【補充原則4－11－1 取締役・監査等委員の選任に関する方針・手続】

原則3－1－(4)に記載の通りであります。

【補充原則4－11－2 取締役・監査等委員の兼任状況】

取締役・監査等委員が他の上場会社の兼任する場合は、事業報告の「重要な兼職の状況」に記載します。

【補充原則4－14－2 取締役・監査等委員のトレーニング】

取締役・監査等委員に対しては、会社法をはじめ時勢に適した内容の社外専門家による講習会を定期的実施することとし、また外部講習会に参加する機会を設け、取締役としての必要な知識の習得や役割と責務の理解促進に努めることとしております。

社外取締役がその機能を十分果たすことを可能とするため、その就任の際、また、就任後も継続的に、当社グループの事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得できるよう、各社外取締役に応じた機会を提供することとしております。

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】

決算説明会を毎年度2回開催する他、個人向け説明会を実施し経営陣幹部が説明しております。

IR担当の経営企画部が窓口となり、関係部門と連携し電話取材やスモールミーティングへ対応しております。

中期経営計画を策定・公表しており、当社ホームページにも掲載しております。内容の具体化等、株主により分かりやすい説明となるよう更なる充実に努めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,972,771	4.90
株式会社横浜銀行	4,890,875	4.82
日新商事株式会社	4,451,000	4.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,039,000	3.98
日本生命保険相互会社	3,676,260	3.62
株式会社三井住友銀行	3,248,850	3.20
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	3,229,921	3.18
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,939,000	2.89
日新社員持株会	2,364,083	2.33
日新共栄会	2,354,230	2.32

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3 月

業種

倉庫・運輸関連業

直前事業年度末における(連結)従業員数

1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高

1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数

50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	19 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤根 剛	他の会社の出身者					△						
小林 貞雄	他の会社の出身者								△			
武田 攻	その他											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤根 剛	○	○	藤根剛氏は、株式会社横浜銀行の出身であります。同行は当社の主要取引銀行かつ出資比率4.88%の株主であります。当社と同行との間に金銭借入等の取引があり、当連結会計年度末の借入額は3,800百万円でありますが、同氏は同行を退職してから1年以上が経過しており、特別の利害関係はありません。その他の特記すべき関係はありません。	藤根剛氏は、銀行業界を中心に幅広い経験と経営に関する高い見識や中小企業診断士としての財務に関する相当程度の知見を有していることから、同氏を社外取締役として選任しております。同氏は、独立した立場で、経験や見識に基づいた客観的な視点から必要な意見を述べています。また、同氏は、東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反のおそれなく、独立性を有していると認識し、独立役員に指定しています。
小林 貞雄	○	○	小林貞雄氏は、株式会社三井住友銀行の出身であります。同行は当社の取引銀行かつ出資比率3.24%の株主であります。当社と同行との間に金銭借入等の取引があり、当連結会計年度末の借入額は4.35	小林貞雄氏は、金融業界を中心とした豊富な経験と経営に関する高い見識を有していることから、同氏を社外取締役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所が規定する独

			0百万円でありますが、同氏は同行を退職されてから1年以上が経過しており、特別の利害関係はありません。その他の特記すべき関係はありません	立性の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反のおそれがなく、独立性を有していると認識し、独立役員に指定しています。
武田 攻	○	○	武田攻氏につきましては、「当社の取引先の業務執行者」、「社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者」および「当社が寄付を行っている先の業務執行者」のいずれにも該当しません。	武田攻氏は、港湾行政を中心に幅広い経験と見識を有していることから、同氏を社外取締役として選任しています。同氏は、独立した立場で、経験や見識に基づいた客観的な視点から必要な意見を述べています。 また、同氏は、東京証券取引所が規定する独立性の要件を満たしていることから、一般株主と利益相反のおそれがなく、独立性を有していると認識し、独立役員に指定しています。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

内部監査部門である監査部所属員が監査等委員会の職務の補助を兼務しており、監査部所属の使用人の職務は、組織及び組織単位の業務分掌を定める規程に定め、監査等委員会の指示に従う体制を確保しております。
また、当該使用人の任命、異動等の取扱いについては、監査等委員会に事前に協議のうえ決定することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人と定期及び必要に応じて会合を持ち、会計監査の計画及び結果等について報告を受け、情報・意見交換を行っております。
また、監査等委員会は、内部監査を行う監査部と定期及び必要に応じて会合を持ち、内部監査方針や監査計画及び監査結果等について報告を受け、情報・意見交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

通常の役員報酬にて、当該取締役の業績に報いる対応をしております。

ストックオプションの付与対象者

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

平成27年3月期事業報告記載の役員報酬額
取締役12名 236百万円
監査役 3名 27百万円、うち社外監査役3名 27百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】【原則3ー1. 情報開示の充実】(3)取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続きに記載のとおりです。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の開催に際しては、取締役会事務局である総務・コンプライアンス部から社外取締役に資料を事前配付し、必要に応じて議案の説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役及び取締役会

取締役は、有価証券報告書提出日現在、監査等委員以外の取締役10名、監査等委員である社外取締役3名であります。取締役会は、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督しております。

2. 監査等委員及び監査等委員会

当社の監査等委員である取締役3名(常勤1名、非常勤2名)は、全員社外取締役であります。監査等委員以外の取締役の職務執行を監査・監督するとともに、独立した立場から意見陳述を行います。監査等委員会は、取締役の職務執行の監査・監督や監査報告の作成及び株主総会に提出する会計監査人の選任・解任等に関する議案の内容の決定等を行います。

3. 経営会議

経営会議は、役付執行役員をもって構成し、毎週1回開催しており、取締役会の決議を要しない重要事項について審議しております。

4. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、社長を委員長とし全社的な法令遵守を推進し、違反を未然に防止するために、定期的に開催しております。

5. 内部統制評価委員会

内部統制評価委員会は、社長を委員長とし、代表権のある取締役と役付執行役員で構成し、平成26年度は6回開催し、内部統制報告制度に関わる重要事項について審議を行いました。なお、内部統制評価委員会は内部統制の不備が発見された場合は、これらの是正措置及び内部統制に関わるその他の重要な事項について、取締役会に報告する体制をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監督機能強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実の観点から、自ら業務執行を行わない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値の向上を図るべく、平成27年6月24日開催の定時株主総会における定款変更の承認を受けて、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年の第106期株主総会においては、総会前日から15日前である6月8日(月)に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年第106期株主総会は6/24(水)に開催しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を平成26年12月16日、17日に開催しました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算の説明会を平成26年11月22日に、本決算の説明会を平成27年5月22日に開催しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信などIR情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部、総務・コンプライアンス部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境方針を定め、環境ISOの取得推進を図り、環境負荷低減活動に取り組むなど環境保全活動を全社的に推進しております。また、公共法人などを通じ社会貢献の向上にも努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「日新企業行動憲章」に従い、顧客、取引先、株主、従業員などのステークホルダーに対して企業情報を積極的かつ公正に開示する旨を定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、役職員の適正な職務執行及び会社業務の適正を確保するため、内部統制システムの整備に関する基本方針を次のとおり制定しております。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人は、公正な企業活動を推進するために、その基本方針や具体的推進策を定めた企業行動憲章及びコンプライアンス関連諸規則を遵守するとともに、研修や社内掲示などを通じて、コンプライアンスに関する啓発・教育を行う。

また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会により、コンプライアンス活動の実践に努めるとともに、内部通報制度を整備し不正行為等の早期発見と是正に努め、コンプライアンス経営をより一層強化する。

監査部は内部監査基本計画に基づき、コンプライアンスや職務執行状況の監査を実施し、内部監査の結果を社長、取締役会及び監査等委員会に報告する。また、財務報告の信頼性を確保するために内部統制評価委員会を設置し、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の有効性を評価し状況を把握する。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する重要事項については、稟議規程及び取締役会規程等の関連規程に基づき稟議書、議事録等を作成し、文書取扱規程により適正な保存及び管理を行うものとする。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンスに係るリスク、信用・法務リスク、オペレーショナル・リスクや環境及び品質に係るリスクについては、関連する規程及びマニュアルにより管理し低減を図る。自然災害等の緊急事態に対しては、安全確保と顧客貨物の保全及び会社財産の損害を最小限に抑え事業活動を早期に復旧させることを目的として、危機管理規程に基づき対応する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務を組織的かつ効率的に運営することを目的とし、役職員の職務分掌及び責任権限規程を定める。また、組織及び組織単位の業務分掌を定める規程により、経営組織及び組織単位を明確にするとともに、各組織の所管や担当業務の分掌を定める。

取締役の職務執行の効率性を向上させるため、決裁権限規程に基づき、稟議書等により所定の承認を行うほか、重要事項については経営会議で審議したうえで取締役会に諮る。

取締役会を原則月1回開催し、取締役会規程に定められた付議基準に基づき、重要な業務執行を決定する。取締役会において中期経営計画及び各年度予算を決議し、各部門が管轄する具体的な施策及び効率的な業務執行体制を決定するとともに、目標達成に向けた進捗管理を行い、その状況は各部門より、定期的に取締役会へ報告させることとしている。

内部統制の強化と業務品質向上のため、業務を指導する専任部署を設置し、グループ会社も含め、改善に取り組む支援体制を構築する。

5 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社に業務執行、財務状況その他重要な情報について関係会社管理規程及び日新グループ会計方針に基づき、当社への事前協議や報告を義務づけている。

ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社のリスクについて年度毎にリスク報告書の提出を求めるとともに、関係会社管理規程に基づく協議・報告や「コンプライアンス・マニュアル」により情報の共有化を図る。また、緊急事態発生時の子会社との連携・対処について危機管理規程により定める。

ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の効率的な業務執行のため関係会社管理規程にて責任権限を定めるとともに、年度予算等承認された事業計画の執行状況を定期的に取締役会に報告する。

ニ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社に企業行動憲章の周知や「コンプライアンス・マニュアル」の整備を求め啓蒙を図る。

また子会社の内部監査を実施し、結果を子会社に通知するとともに概要を定期的に取締役会に報告する。

6 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

内部監査部門として監査部を置き、当部の所属員は監査等委員会の職務の補助を兼務する。

7 6の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査部所属の使用人の任命、異動等の取扱いについては監査等委員会と事前に協議のうえ決定する。

8 6の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査部所属の使用人の職務は、組織及び組織単位の業務分掌を定める規程に定め、監査等委員会の指示に従う体制を確保する。

9 監査等委員会への報告に関する体制

イ) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

取締役及び使用人は、監査等委員会より事業に係る報告を求められた場合はすみやかに報告を行うものとする。また、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に報告を行うものとする。監査部は内部監査についての情報を定期的に監査等委員会に報告する。また、ヘルプデスクなどへの法令違反行為等に係る通報または相談に関し、重要なものは監査等委員会に報告する。

ロ) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

監査部は子会社内部監査についての結果を監査等委員会に報告する。また子会社より関係会社ヘルプデスクなどへの法令違反行為等に係る通報または相談に関し、重要なものは監査等委員会に報告する。

10 9の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

子会社を含め使用人がヘルプデスクへの通報または相談を理由に不利益な取扱いを受けない旨を内部通報取扱規則等に規定している。

11 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行に係る費用等について、当該費用が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用は会社が負担するものとする。

12 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会が会計監査人より定期的に監査の状況報告を受けるとともに、監査部と緊密な連携を保ち内部監査についての情報を活用した監査が実効的に行われる体制を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

企業行動憲章では、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体には、断固たる行動をとる旨定め、一切の関係を遮断することを「コンプライアンス・マニュアル」により役職員に周知する。
また、これらの勢力及び団体に対しては、弁護士、警察等とも連携し毅然と対応する。

